川崎市教育委員会職員の職名等に関する規則の 一部を改正する規則の制定について 川崎市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則(案)

川崎市教育委員会職員の職名等に関する規則(昭和39年川崎市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表事務職員の項中「一般事務職」の次に「、学校事務職」を加え、同表技 術職員の項中「栄養士」の次に「、学校栄養職」を加える。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第 135号)第1条に規定する学校栄養職員又は事務職員として任命されてい る職員は、別に辞令の発せられない限り、この規則の施行の日に、技術職員 又は事務職員として任命されたものとみなす。

制定理由

市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、県費負担教職員の給与負担等が移譲されたことに伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後			改正前		
○川崎市教育委員会職員の職名等に関する規則			○川崎市教育委員会職員の職名等に関する規則		
昭和39年12月10日教委規則第5号		5号	昭和39年12月10日教委規則第5号		
(第1条~第7条 略)			(第1条~第7条 略)		
別表(第4条関係)		_	別表(第4条関係)		
職名	職種名			職名	職種名
事務職員	一般事務職、学校事務職、社会福祉職			事務職員	一般事務職、社会福祉職
技術職員	電気職、機械職、建築職、土木職、薬剤師、栄養士、学校			技術職員	電気職、機械職、建築職、土木職、薬剤師、栄養士、学芸
	<mark>栄養職</mark> 、学芸員、研究職				員、研究職
指導主事	指導主事			指導主事	指導主事
技能職員	技能職			技能職員	技能職
業務職員	業務職			業務職員	業務職